

東村高江の米軍北部訓練場ヘリパッド建設工事の強行に伴う過剰警備に抗議し、  
工事の即時中止を求める意見書

沖縄防衛局は、参議院選挙投開票日翌日の7月11日早朝、ヘリパッド工事再開に向けた資材の搬入を行い、申請文書の手続きなども合わせて進めた。

今回の東村高江での米軍北部訓練場ヘリパッド建設工事は、米軍が不要となった北部訓練場の一部を返還する一方で訓練環境の刷新となり、施設自体の最新化を図る機能強化である。この構図は、老朽化した普天間基地の返還をちらつかせた最新鋭の巨大軍事基地である辺野古新基地建設計画と同一である。一方で、過重な基地負担による事件や事故に対して、県民総意で負担軽減を求めているにも拘わらず、米軍の運用を優先し、米軍に都合のよい施設を温存強化する欺瞞に満ちた政策と工事の強行は、県民を愚弄し、断じて容認できない。

また、東村高江の集落を囲むように米軍北部訓練場ヘリパッド建設が計画・強行されているが、既設のN4地区ヘリパッドにおけるオスプレイの夜間着陸訓練により高江小中学校の児童生徒が睡眠不足で学校を休むなど、住民生活や環境破壊、生態系破壊をも危惧され看過できない。

こうした中、全国から警察官を大量動員し、抗議行動を制限する為に違法に県道封鎖を行い検問したばかりか、免許証提示を行うなど違法な情報収集は、県民への抑圧であり、弾圧そのものである。表現の自由や基本的人権の侵害、憲法違反の観点からも到底容認できない。あろうことか、政府は米軍属による女性暴行殺人事件を受け再発防止策としてパトロール要員を沖縄に配置と声高に公言したが、実際は県民の抗議行動を抑える業務に従事させるなど道義的にも許されない。

よって、北谷町議会は、政府が、辺野古新基地建設同様に東村高江におけるヘリパッド建設においても耳を傾けることなく、権力により力づくで県民の民意と行動を圧殺しようとする暴挙に強く抗議するとともに、建白書に基づくオスプレイの配備撤回及び米軍北部訓練場ヘリパッド建設を含む、新基地建設のための工事を直ちに中止するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年8月2日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 国土交通大臣 防衛大臣  
文部科学大臣 沖縄及び北方対策担当大臣 沖縄県知事 沖縄防衛局長  
沖縄県公安委員会委員長 沖縄県警察本部長